

時間単位年休の労使協定

株式会社と 株式会社従業員代表 は、従業員に対する年次有給休暇の時間単位付与に関し、次のとおり協定する。

記

(対象者)

第1条 すべての従業員を対象とする。

(日数の上限)

第2条 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は5日以内とする。

(1日分の年次有給休暇に相当する時間単位年休)

第3条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1日分の年次有給休暇に相当する時間数を8時間とする。

(取得単位)

第4条 年次有給休暇を時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

平成 年 月 日

株式会社 代表取締役

株式会社 従業員代表